

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2002/10/05 Vol. 110 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX
45-8362

E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 14 年第 3 回定例会報告 (3)

いつもお世話になっております。印西市議会(9月定例会)は、26日(木曜日)にて、閉会しました。今回も、9月議会での議案審議の結果とその内容を中心にご報告をさせていただきます。

議案審議とその結果(2)

市町村の合併の特例に関する法律に基づく

合併協議会の早期設置を求める請願について

< 請願事項 >

1. 合併対象市町村を特定したうえで、合併特例法に基づく合併協議会の早期設置を求める決議を採択すること。
- 2.. 上記審議の経過及び結果を市民に知らせること。

(結果/可決 .. 私は反対しました。)

まず、今回の請願については、「合併についての賛成/反対ではなく、議会が市に対して『法定協議会』の設置を早期に求めてほしい」ということに対して、私は反対の立場を取りたいのだということを皆様にご報告させていただきます。~合併に関して、「法定協議会」という法律に基づく協議機関を早急に設置する必要があるかということで疑問を呈しました。

これは、7月に行われた市民アンケートを考えたことです。このアンケートは、市民の全世帯の中から 3000 世帯を無作為抽出し、市町村合併に関する市民のみなさんの意向を調査したものです。その結果は、既に広報いんざい9月1日号に公表されています。(印西市民 61000 人のうち、対象者は 3000 人で、そして、回答率は 45% というものです。 < 中間発表当時 >)

注目すべきは、この内容の問6です。

「今後、合併を検討するためにはどのような手順が望ましいと考えますか？」とあります。

この集計結果は、広報いんざい9月1日号によると、一番多かった回答は、「法定協議会を立ち上げることは賛成だが、十分な議論を優先させる。特例法の期限にはこだわらない。」二番目の多数意見でも「法定協議会を設置する前に協議・研究を充分にする必要がある。」となっていて、早期に法定協議会を設置するという回答をされた方は少数です。

(合併に関する協議は不要という回答をされた人も含み、回答者の 60.5% が法定協議会の設置に関して十分な協議が必要、または不要としています。) 私はこの点から、まず設置をする前に十分に協議・研究をするという立場をとりました。

また、当然に考えておかななくてはならないのは、議会の立場だと私は思います。

そもそも合併協議会の設置については、印西市から議会に提出された合併協議会設置に向けての議案に際して(9月議会では印西市より「未提出」)、「するかしないか？」を最終的に判断する協議機関が私は議会の役割だと考えます。今回の請願では、議会が印西市に先だって「合併協議を最初にせよ」という趣旨でありますから、先に議会の意思を示してしまい、議会の機能が果たせなくなってしまうのではないかと考えます。

先日の合併に関するリレーシンポジウムで、海老原市長は、「合併協議会の設置に際して近隣の市町村と協力をしながら前向きに考えて行く旨の発言」をされましたが、これは市が後日、議会に「合併協議会の設置」に際しての議案提出を行いますとの意思表示であると私は受けとめております。合併協議会の設置はそれからでも遅くはないのではないかと 平成 17 年 3 月までの財政支援策を利用したいが為に行う、早期の法定協議会を多くの市民は求めていると思いません。

協議会の設置については、アンケート結果に基づき考えると、「もう少し考えてからが良い」とい

う声、「十分な議論ができていないではないか。」という声。「世論も形成されていない。」
このような声がアンケートにはでてきています。
しかし、市民レベルでは合併に関して「時間をかけて検討すべき」「合併には反対」等の声は
出てきていないように思います。しかし、市民アンケートを鑑み、声なき声を汲むということも
時には必要ではないでしょうか？大きな声が勝つのだと言う事は、未来への展望を見ると、時
には優しくない結論を招くこともあると非常に危惧します。

以上のような理由で、今回の「法定協議会設置」については、私は反対の立場をとりました。

(*) 合併協議会ができたからといって、即、合併につながるわけではありませんが、早急に
合併を推進したい立場をとるのは、平成 17 年 3 月 31 日が期限の市町村合併特例制度による
支援策（財政支援措置）を受けたいためです。このスケジュールに間に合わせるためには、特定
の人による、限られた時間内での議論に終始してしまう可能性があります。そのため、市民が充
分な情報提供を受け、検討し、その意見を反映する時間が絶対的に不足すると私は考えています。

(**) この請願の可決を受け、印西市議会では意見書を提出しました。（私は、この請願に
反対したので、この意見書の提出も反対しました。） この意見書において、対象市町村は、
各市町村の意向を尊重しつつ、「千葉県市町村合併推進要綱」において示された白井市、栄町、
印旛村、本埜村が望ましいと判断するとしています。

(***) 今後は、この 9 月議会で設置された「印西市議会合併問題特別委員会」にて、
合併問題についての調査・研究を行ってまいります。（私も委員の一人として、十分な議論をして
まいります。） 注 / この特別委員会と法定協議会は全く別のものです。

印西市議会第 1 回臨時議会が開催されました。

9 月定例会にて、否決された「補正予算案」の再審議を行うために、9 月 27 日（金曜日）に
臨時議会が開催されました。（「一般会計予算」と「介護保険予算特別会計予算」の審議です。）

主な内容 / （一般会計歳出予算の追加補正）～ 金額は 9 月定例会の時と同じ金額です。
牧の原出張所移転に関する経費 / 参議院議員補欠選挙に要する経費
乳幼児医療対策事業 / 原地区 学童保育施設建設に関する経費 等

前回、提案された「西の原中学校(増築)設計委託費用（校舎）」に伴う債務負担行為と地方債補正
臨時財政対策費（来年度以降の財政運営を踏まえて、資金の不足を予め担保するため）について
は、今回は提案されませんでした。

（結果 / 可決 - 全会一致）

今回の補正予算の可決により、上に記載した内容については、事業の実施が行われます。
しかし、今回の補正予算では、総務部長よりニュータウン問題や建替施行に伴う負担金問題に
より「西の原中学校の増築設計委託費用」はこの臨時議会に提出しないことが説明されました。
従ってこの事業に関しては、12 月議会に議案が提出され、議会の可決を受け、その後に事業が
実施される予定となっています。（教育委員会では 12 月でも来年度の工事に間に合うとして
います。）～印西市では、今後議員に対しては全員協議会等を通じ、この件については理解を
求めて行く姿勢です。私は、印西市に公団や企業庁に対しては強い姿勢で話し合いを続けて
いって欲しい旨と、学校教育施設の整備に当たっては地域の意向を十分に汲んだ説明責任を
果たしていただきたい旨、要望してまいります。

* 9 月 20 日に行われた全員協議会において、公団と千葉県企業庁から（仮称）千葉県財政
再建プラン、千葉ニュータウン事業の見直しについて説明があり、その会議中に千葉県企業庁
より、「西の原中学校の建替施行については企業庁が負担する」旨の明言がありました。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提
言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と一緒に考

えていきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。 ぐんじとしのり